

# 豊中市体育施設公衆無線 LAN 設置及び提供業務に関する仕様書

業務名称 豊中市体育施設公衆無線 LAN 設置及び提供業務

履行期間 契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

※令和 5 年 3 月 1 日までに公衆無線 LAN サービスを開始すること。

※令和 5 年度以降の継続利用については、優先交渉権者と協議のうえ決定する。

履行場所 次の表のとおり。

1以上の任意の施設の応募も可とする。

全7施設一括ではなく、各施設ごとに優先交渉権者を選定するので、全7施設に応募しても1施設のみ選定されることがあるので留意すること。

	施設の名称	所在地
1	柴原体育館	柴原町 4-4-18
2	千里体育館	新千里東町 3-8-1
3	豊島体育館	服部西町 4-12-1
4	武道館ひびき	服部西町 4-13-2
5	庄内体育館・ローズ文化ホール	野田町 4-1
6	高川スポーツルーム	豊南町東 1-1-2 高川複合施設 2階
7	グリーンスポーツセンター管理棟「みつぼの花」	大島町 3-9-2

## 1. 業務の概要

### (1) 業務の目的

来館者や利用者が快適にインターネットを利用できるよう、また、災害に伴う避難時にインターネットによる情報入手が容易となるよう、新たに広く市民が利用できる 無料の Wi-Fi スポットを設置することにより、公共施設のデジタル化推進に寄与するとともに、来館者、利用者の利便性を向上させることを目的とする。

### (2) 業務内容

業務の全てを専門の事業所により実施。実施業務に関わる内容は以下のとおり。

- ①無線 LAN 設置の企画に係る業務
- ②インターネット回線、アクセスポイントの工事及び保守
- ③公衆 無線 LAN を通じたインターネット環境の提供
- ④機材の手配
- ⑤その他設置、保守に係る業務

## 2. サービス仕様

### (1) ハード面について

a. 下表の利用箇所においてサービス利用できること。

	施設名	利用箇所	別紙図面上の記号
1	柴原体育館	1F 玄関ホール	A
		1F 会議室	B
2	千里体育館	1F ロビー	A
		1F 学習室	B
		1F 会議室	C
3	豊島体育館	1F ロビー東	A
		1F ロビー西	B
		1F 会議室	C
4	武道館ひびき	1F ラウンジ	A
		1F 大会議室	B
		1F 小会議室	C
5	庄内体育館・ローズ文化ホール	1F エントランスホール	A
		1F レストコーナー	B
		1F 学習室/会議室	C
		2F ホール	D
		2F ホワイエ(文化ホール内)	E
		2F 会議室/楽屋 1/楽屋 2/楽屋 3(文化ホール内)	F
6	高川スポーツルーム	2F ロビー	A
7	グリーンスポーツセンター管理棟「みつぼの花」	1F ロビー	A
		1F 会議室	B

b. 上記各利用箇所ですべて同時に端末 15 台が利用可能であること。

### (2) ソフト面について

- ①本無線 LAN に接続する端末同士が通信できないよう設定を行うこと
- ②利用者毎に事前登録や ID・パスワードの入力などの認証が必要な機能を有していること
- ③連続して利用できる時間を制限できること
- ④原則として、365 日 24 時間稼働していること（保守などで一時的に停止する場合は除く）
- ⑤災害時には利用者にインターネット接続を開放する機能を有していること
- ⑥利用状況や実績などを WEB ページなどから確認できること

### 3. 運用保守業務

#### (1) 運用・保守要件

- ①利用するサービスは 24 時間 365 日の稼働を原則とし（保守などで一時的に停止する場合は除く）、インターネット回線やアクセスポイントの保守を行い障害の早期発見・予防に努めること。
- ②アクセスポイントやインターネットとの接続にかかる機器のアップデートを随時行うこと。

#### (2) 障害対応

障害が発生した場合や脆弱性が発見された場合などトラブルが発生した際には、発注者に迅速に連絡するとともに、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特定、課題範囲の調査、即時対応、原状復旧すること。また、発注者が障害を発見した場合、電話、メールによる問合せに対応すること。

#### (3) サービス停止

- ①受注者がサービスを停止する場合は、サービス利用者への影響を考慮し、速やかに発注者と協議の上決定すること。
- ②計画的なサービス停止以外の要因によりサービスが停止した場合には、受注者は速やかに復旧または代替手段を用意し、サービスの安定的な運用に努めること。

### 4. 業務遂行スケジュール

#### (1) 導入スケジュール

令和 5 年 3 月 1 日までに、豊中市体育施設公衆無線 LAN の利用を開始すること。

#### (2) 業務実施体制

- ①本業務を円滑に推進し、確実な稼働につながる体制を整備すること。
- ②業務管理者を定め、発注者の業務内容等の調整窓口として機能すること。

#### (3) 業務管理

- ①本業務を適正かつ円滑に進めるため業務管理を適切に行うこと。
- ②本業務の開始にあたり作業の工程とスケジュールなどを提出すること。

### 5. 契約代金及び支払い

契約代金の支払いは、公衆無線 LAN サービスが開始され、検査を受けた後 1 ヶ月以内に支払うこととする。

### 6. 秘密の保持

受託者は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び豊中市個人情報保護条例を遵守し、業務上知りえた事項を第三者に漏らしてはならない。

### 7. その他留意事項

#### (1) 機器・仕様材料の負担

導入に必要な資材（本稼働以外のテスト用機器）は受注者の負担とする。

## (2) 業務の再委託

受注者が、本契約に基づく業務を第三者に委託してはならない。ただし、業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務について、事前に発注者から承認を得た場合はこの限りでない。この場合「再委託承諾申出書」を提出すること。

## (3) その他

- ①サービスの提供期間中、受注者は善良なる管理者の注意をもって、誠実にサービスを提供できること。
- ②発注者がサービスの利用促進に向けた取組みを進めるにあたって受注者が保有する既存の資料やノウハウ等、あるいは本仕様や契約事項にない事項について必要な場合、発注者と十分協議の上、可能な範囲において協力的な姿勢で対応等ができること。
- ③仕様変更・機器追加等ある場合は、発注者に連絡し、影響が少なくなるよう協議を行うこと。
- ④受注者の責めに帰すべき理由により、発注者又は第三者に損額を与えた場合、受注者がその損害を賠償すること。
- ⑤基本的人権について正しい認識をもって委託業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を行うものとし、その内容を市に報告するものとする。
- ⑥本サービスに関して、作成されたデータや画像等の著作権については、発注者に帰属するものとする。
- ⑦業務の成果物等は、受注者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、権利は受注者に保留されるが、発注者は業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- ⑧本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者により別途協議する。
- ⑨本仕様書に記載の事項について、その目的及び効果に関して優れた代替方法等を発案したときは、その発案に基づき、発注者と受注者により協議の上、仕様を変更することができる。